

平成 20 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等 (保健福祉局)

保健福祉局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>ア 枯松吊切り時のクレーン費の算定</p> <p>舞子墓園において、枯松の倒木による人身事故や墓石損傷が生じたため、本作業は枯れた危険木を伐倒し、事故の発生を未然に防止するものである。</p> <p>墓地や道路付近等伐倒作業に伴い事故の恐れがある箇所では、トラッククレーンで枯木を吊り、根元を切り伐倒している。この作業に関する歩掛はなく、他の歩掛を参考にして作成した代価表を使用し積算を行っている。</p> <p>しかし、実際のクレーンの稼働状況等を確認したところ、積算における根拠とは大きく異なっていた。</p> <p>設計金額の多寡にかかわる内容であり、実績について調査したり他の方法で確認するなど、慎重な対応が必要であった。</p> <p>(保健福祉局健康部生活衛生課)</p> <p>[No.3 枯松(危険木)伐倒作業(その1)]</p>	<p>○原因・背景</p> <p>急遽枯松を伐倒する必要が生じ、他局の事例を参考にして積算したが、現場の作業内容を十分に把握しないまま、先行事例の積算を適用したことに問題があった。</p> <p>○今後の対応</p> <p>担当部署において歩掛りの再検討が行われ、樹木の伐倒等についての歩掛りが整備された。</p> <p>今後はこの歩掛りを使用して積算を行う。</p>	<p>措置済</p>